

## 平成30年度以降の賦課・徴収の仕組み

【これまで】

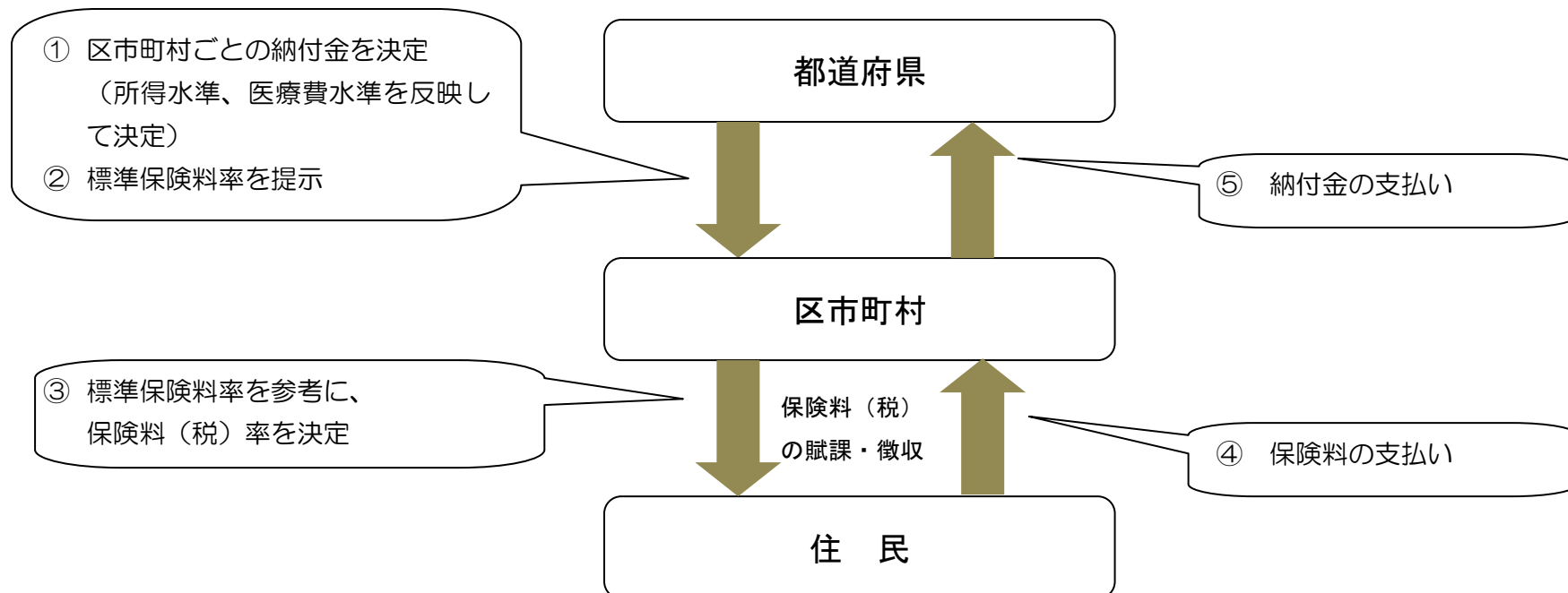
区市町村が個別に運営



【平成30年度から】

財政運営の責任主体となる（都道府県に国保特別会計を設置する）

- 都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことで、制度を安定化
  - ・ 保険給付に必要な費用を、全額、区市町村に支払い
  - ・ 区市町村ごとの納付金を算定し、納付金をまかなうための標準保険料率を提示（住民負担の見える化）
- 区市町村は、従来どおり保険給付、保険税（料）率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き行なうとともに、納付金を都道府県に納付



## 区市町村ごとの標準保険料率の算定方法

- 標準保険料率の役割
  1. 各区市町村のあるべき保険料率(標準的な住民負担)の見える化(「ものさし」としての機能)
  2. 各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる数値

